

# 平成30年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

平成30年7月25日（水）午前9時30分、平成30年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・兵頭勲・小川金二・堀江建夫  
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について               |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

## 報告

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
|-------|----------------------------|

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さん、おはようございます。早朝よりお忙しい中、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、課長からもお話があったように、連日暑い日が続いてまして、確かに青梅でも40.8度というのを記録したという事ですけれども、聞いたところによりますと、小曾木の観測所で、青梅の場合、小曾木にあるらしいのですが、山のそばですけれども、日が当たらない、風のない所の温度らしいです。だから、皆さんは実際畑に出たりすると、いくら40.8度と言っても、更に10度ぐらい、照り返し等を入れてですね、暑い中でお仕事をしていると思うんです。だから温度が、今日なんかも32度から34度ぐらいという話なんですけれども、実際畑へ出ますと、40度近くまでいくのではないかと思いますので、体には気を付けて、お仕事していただきたいと思います。また、台風が珍しく関東地方を、昨日ちょっとネットを見ておりましたら、アメリカ軍の観測の想定があるらしいのですが、その想定によりますと、日本列島の地図が出ていまして、南方から台風がやってきて、ちょうど東京あたりに直撃するような点線が書いてあったのですが、始まって依頼の台風の上陸の仕方のように、ハウス等、あとは、トウモロコシなんか強風で、ちょっと外で無理だと思いますが、ハウスなどの管理を、皆さま気を付けていただければと思います。今日、暑い中、朝は雨が降ったのですが、五日市、西の方は全く降らなかったようでして、うちの方でも2、3分雨が降りまして、返って蒸し暑くなっちゃったような状態でして、体にはより良くないのかなと思います。できるだけ、皆さま今日はお仕事があるでしょうから、スムーズに議事を進行していただきますよう、ご協力をお願いいたします。以上です。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、7月4日に日の出町役場で開催された西多摩地区農業委員会地区別広域連携会議に出席いたしました。また、7月17日にJA東京南新宿ビルで開催された東京都都市農政推進協議会第51回通常総会に出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は宮崎委員と平野委員になります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入りますけれども、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

(議長) はい。本日の出席委員は田中英雄委員が欠席で、宮崎委員はちょっと遅れて来るそうですので、1名欠席の農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に入る前に、第2号議案について一部修正がありますので、事務局より説明願います。

(事務局) はい。すみません。3ページの第2号議案ですが、経由の番号が1番となっておりますが、こちらは4番の間違ひになりますので、申し訳ございませんが修正をお願いします。以上です。

(議長) それでは議事に入ります。第1号議案、収受51、52、53は関連案件の為、一括で審議いたします。それでは事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成30年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受51 朗読)

(第1号議案・収受52 朗読)

(第1号議案・収受53 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして収受51、52、53について、担当の栗原晋二委員、説明をお願いいたします。

(栗原晋二委員) はい。それではご説明いたします。19日に現地調査に行って参りました。収受51、52が地図の10ページです。ご覧ください。○○○-○、△△△-△ですが、現状は、ここにはムラサキツツジが入ってたんですけど、扱いで移植をして、畑にするんだという準備をしてありました。それから、この土地の下の資材置き場と書いてある所は、畑にしているので、今のところそういう物は置いてございません。それから収受53ですが、こちらは11ページです。□□□、■ ■ ■ですが、山裾の所に現地確認の時には、梅の木があったり、ミョウガがあったり、お茶があったり、というような、山へ付いた昔は畑だったのかなという感じのような状態だったんですけど、とにかく、○○○○さん、会社役員となっておりますけれども、今まで畑をやっていた人が歳を取ったので、すぐ近所の人を1人頼んであるので、きれいにしますからと。そして、ここには柚子を植えたいんだというような話をしていました。この土地の右の方に△△△さんという家がございますね。山の上にある、前の□□□□□をやった、山裾の所の家なんですけど、その左側もやはり少し荒れていますけど、この辺の所が柚子みたいな観光資源と言うか、きれいな物になれば、また、畑の景観も違って来るんじゃないかと思っています。そして、○○○○さんはとにかく一生懸命やりますと、このような話です。それから■ ■ ■ ■さんは、ムラサキツツジを植えている時に貸しておいて、ここで手放すと、こんなような話になっています。以上です。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(笹本委員) あの、10ページの案内図で、この畑の下に○○○資材置き場と書いてありますが、今、栗原委員さんの方から現在は畑状態になってますとお話がありましたが、農業委員会事務局の方で何か指導があったのでしょうか？

(事務局) あの、この住宅地図自体がすごく古いので、昔は一部資材置き場として使っていたらしいのですが、最近はずっと資材置き場としては使われておりませんので、この何年かでこちらから指導をしたという経過はありませんので、資材置き場としては使われなくなって、きれいにしてあるという状況だと思います。

(笹本委員) それで、使用貸借権も含めて面積要件をクリアするという状態の時に、営農の拡大と  
というような契約事由にした場合に、農業収入の確定申告等々の書類というのは、提示や提出と  
か、そういうような物は考えてないんですかね？

(事務局) そうですね。現段階では、そういった資料は求めてはいないのですが、確かに経営拡大  
という観点で農地を増やす訳なので、そこは今後そういった書類も検討していかなければいけ  
ないかなと思いますが、現時点では申し訳ないのですが、特段は求めてはいません。

(笹本委員) 譲受人の方は、これからやっていくんだよと言った場合も、やはり数年と言うか、短  
い期間でも、1年、2年というような感じで、営農していれば営農拡大という方向性が出ると  
思うんですけど、そのベクトルがはっきりしない状態で、所有権の移転があった場合に、疑っ  
てしまってはおかしな話になるのですが、隣が、隣接する所がこの〇〇さんの会社役員さんで、  
そういうような所有権の土地が、なんか危惧する要因になるので、それをクリアする為にも、  
そういう物の提示がありましたよ、というような事はやっておいた方がいいと思います。

(事務局) 間違いなくやりますという、根拠資料が整っていますという事で、確認をちゃんとすべ  
きという事ですね。はい、分かりました。

(議長) 他にご質問は？・・・あの、この10ページの地図で資材置き場と書いてある、これは古  
い地図だという事で、栗原委員の説明でも今はもう畑になっていますという事ですけども、  
この自畑●, ●●●㎡には、ここは含まれているのですか？

(事務局) いいえ。この自畑●, ●●●㎡は小和田の方にお持ちです。それでこの小和田の方の畑  
も、この現地調査の後に事務局で確認に行ったら、キウイとか植わって、畑としてはきれいに  
耕作されて、今お持ちの所はきれいに管理されていますので、そこは問題ないのかなと。

(議長) 自家消費ですか？

(事務局) 量はそれほどでもないのですが、現時点では自家消費なのかなと思います。

(議長) では、今、お持ちの自畑●, ●●●㎡は、よくやっているという事で？

(事務局) よくやられています。

(議長) 他に何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、この案件に限った事ではないのですが、あの・・・やっぱり分かり辛いん  
ですよね。想像がつかないような状態なので、できたら、前にも言ったと思うんですけど、写  
真等があれば判断ができるかなと思うので、今後そういった事を検討していただければと。

(事務局) はい。検討したいと思います。

(議長) 他にございますか？

(平野委員) ちょっと分からないのですが、面積要件を満たしていないというのに、こういう風に、  
可能なのですか？

(事務局) 元々●, ●●●㎡あって、今回、買うのと借りるのと合わせて●, ●●●㎡となりますの  
で、合わせて3,000㎡を超えれば要件としてはクリアするので、問題はありません。

(平野委員) 分かりました。

(事務局長) 今回の場合は●, ●●●㎡を持っていらっしゃるって、この方はこの持っている自畑を  
ちゃんと自分で管理しているという事が見られましたので、ゼロから、という訳ではありません

んし、自畑の●, ●●●m<sup>2</sup>をちゃんとやっていらっしゃるので、こういう形でも大丈夫だろうという事で、担当委員さんとは調整しています。

(小川委員) 今回、買う所と借りる所とありますが、借りる所はどこになりますか？

(事務局) 収受53の所が借りる所になりますので、地図で言うと11ページになります。

(小川委員) それで、そこは間違いなく柚子を植えるとか、そういう営農計画に基づいて・・・柚子を植えると言ったら、柚子は9年でなりかねるので、柚子がなるまでが長期間借りないと、収穫までおぼつかないと思うんです。そういった意味で、親戚かどうか分からないけど、ずっと貸してもらえたりとかは・・・？

(事務局) 一応、使用貸借の方が、10年の期間で借りる契約にはなっているので、つじつま合わせという風に見られるかも知れませんが・・・

(小川委員) そうだよな。とりあえず、10年以上にならないと。柚子もどれくらいの柚子を入れるかによっても、違うけどな。

(事務局) 一応、使用貸借の契約は10年にはなっていますが、また更新できるような形でお願いしますとお話はしてあります。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、収受51、52、53について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、収受55なのですが、担当の委員が少し遅れていますので、のちほど審議したいと思います。それでは第2号議案、経路4について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

#### (第2号議案・経路4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして経路4について、担当の嶋崎委員、よろしく願いいたします。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。13ページの地図をご覧ください。場所はちょっと分かりにくいと思うのですが、圏央道の五日市線の陸橋がある所ですが、それを●●に向かって下りきった所の、●●の方から来る交差点です。その●側の角にあたります。従来ここはあの、かなり草だらけで、夏になると通る人が迷惑を被っていた、という所でございます。それでこの北側の黒い線が日の出町との境になります。向かって●が○○○○の駐車場になっています。そういう事で、この辺は全部今は、そういう資材置き場か何かはかなり増えている場所なんですけれども、とにかく、ここに資材置き場、駐車場を建設したい、そういう風な目的で、今現在の所は草はかなり刈ってありまして、1ヶ月か1ヶ月半前に、かなりきれい

に刈ったのですが、ちょっと今、生え出しています。それでここをそういう形にしたいと。よくここへ白バイが停まっている所です。そんな事で、多分、今回の申請が通れば、ここは草の防止についてはかなり良くなるのではないかと思います。環境的に言って畑よりもそっちの方がいいのかな、というような気がいたします。以上でございます。

(議長) 続いて転用理由について、事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

**(転用理由書 朗読)**

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきました。何か質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、経由4について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認め、意見を付して進達することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1を担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは番号1について、ご説明いたします。現地調査につきましては、7月20日に事務局の野口さん、金子さんと行って参りました。場所につきましては、14ページをご覧ください。これは一番上が睦橋通りになりますが、その睦橋通りの袂、カラオケのある交差点を五日市方面から来まして●に曲がりまして、●●●●●を道なりに行きますと、その付き当たりが●●になります。そこを●に曲がりまして所が○-○○、○-△△、その先に□-○、□-△の4筆がございます。まず○-○○につきましては、ネギが植えてございます。もうほとんど取り終わる感じで、わずかに残ってございますが、周辺の草などの肥培管理は徹底されております。○-△△につきましては、マロニエの木が20本ぐらい植わってまして、これも周辺の草等も管理されております。それから□-○と□-△ですが、この周辺を人家が取り囲んでおまして、農業をやるには非常にやりづらいと本人もこぼしておられますが、家庭菜園の方なので、どっちかと言うといろいろな物が植えてあります。代表的な物としましては、オクラ、モロヘイヤ、サトイモ、ミニトマト等が植えて、ほとんど取り終えているのもございますが、周辺もここもやはりきれいに管理されております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号2について、事務局説明お願いいたします。

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。ありがとうございます。それでは、担当の橋本喜久司委員の方から説明をお願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。それでは説明いたします。去る7月20日に、事務局の金子さんと一緒に現地を見て来ました。地図は15ページをご覧ください。●●●●の所ですね。こちらは筆は分かれておりますが、一体となっております、栗林になっています。多少、老木ですとか朽木もありますが、十分収穫できるような状態です。ただちょっと草が生えてて、ちょっと伸びてはいるのですが、収穫直前には当然きれいに刈り込むと思うので、栗畑としては問題ないと思います。それから、次に16ページをご覧ください。〇〇〇〇-〇と△△△△-△、こちらの2枚も一体として使われておりまして、ここはスイートコーンが北側から栽培されています。北半分で、まだ南半分はきれいに耕して、きれいな状態になっています。下の方の□□□□-□ですが、きれいに耕してありまして、ナス、エダマメ、モロヘイヤがそれぞれ1畝ぐらいずつ植わっています。大部分はきれいに耕して、整地された状態です。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をいただきましたが、何か質問はありますでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。

(議長) それでは番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて番号3を担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。7月20日、事務局2名と現地を見て参りました。地図は17ページをご覧ください。場所はですね、地図の下に市民体育館前という信号がありますが、そこを●に約●●●メートルぐらい行った所です。●●●●●の辺りです。サトイモが約3分の2ほど栽培してありました。右の方にトウモロコシを栽培してありまして、他はトウモロコシをきれいに刈って、耕耘されておりました。サトイモの方は2週間前に土寄せをされてきれいになっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をいただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは第4号議案について、ご報告いたします。現地調査につきましては、先ほど同様、7月20日に行きまして。現地につきましては、18ページをご覧ください。場所でございますが、真ん中に落合坂せせらぎ通りと書いてありますが、これを右にずっと行きますと、高月と小川を結ぶ東秋川橋に当たります。二宮から八王子へ行く道になりますが、その東秋川橋から●●●メートルぐらい●側の、●●●の●側にある畑です。〇〇〇〇さんはまだお若いので、1月30日にお亡くなりになりましたけど、今現在のこちらの4筆は、もう買取申出を想定してか、何も作っておりません。ただ、現地は草もなく、管理はされております。〇〇〇〇さんは生前はかなり良くやっております、〇〇△△さんは隣に住んで手伝っておりました。この買取申出に関しては何ら問題はないと思います。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1を、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、7ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。



(議長) 続いて担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。説明いたします。地図は19ページをご覧ください。現地調査につきましては、21日に行きまして。場所はですね、サマーランドの少し●側の●●●●●の対岸、川を隔てた所になります。土手裏の一団の農地になりまして、○番から△番までの、その1番の東側から少し地面が上がった耕地整理されたような状況で、赤土で、土があまり状態が悪くなくて、昨年ですかね、借りたところを見に行きましたら、良くトウモロコシが去年はできていたのですが、今年は乾きが入ったのか、少しトウモロコシが細めでした。そんなところ、2回か3回で蒔いたらしくて、そろそろ出荷ができるんじゃないかなという状態です。全体に○番から△番まで、トウモロコシが蒔いてあります。○○くんはファーマーズにも入っていますので、そろそろ出荷が始まるのかなと。少し草が生えていましたが、収穫が終わればすぐ刈り取るようですので、問題ないと思います。ひとつ、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をいただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) これ、新規となっているけど・・・？

(事務局) これは、実際には前にも契約しているのですが、契約期間が過ぎてしまったので、このように新規扱いとさせていただいております。実際には前にも同じ所を○○さんが借りていて、更新という事なのですが、事務手続き上、新規とさせていただいております。すみません。

(小田川委員) そうすると、この2年の契約期間が終わったら、次は更新という形で2年後に出てくるという事ですか？2年と言うと、あつという間ですね。

(事務局) そうですね。本来であれば、こちらも契約期間が過ぎる前に更新という形で出せば良かったのですが、間が空いてしまったので・・・申し訳ありません。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、8ページをご覧ください。お願いします。

**(第5号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2を担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。7月20日に事務局2名と現地確認に行きまして。場所は地図の20ページです。草花から八王子へ抜ける新しい南北道路の1本●側の路地を、五日市街道から●に入っちょうど真ん中辺り、●●●メートルぐらい入った所にある畑です。もうきれいに耕耘してありまして、いつでも使えるような状況になっておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

か？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。では、続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第5号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして番号3を担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。7月20日、事務局の2人と現地調査に行つて参りました。地図は21ページをご覧ください。場所はですね、ファーマーズセンター第2駐車場の、五日市街道を挟んで反対側になります。市役所の方から来まして、花がきのおそば屋さんの先を●に曲がって、●●●メートルぐらい行った●側です。前回、この畑の南側、○○○-○を議案で通っておりまして、その地続きを借りるようです。すでにきれいに耕耘されておりまして、別に問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。では、続きまして番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第5号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて番号4を担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。説明いたします。7月20日に事務局の金子さんと現地を調査いたしました。地図は22ページをご覧ください。場所は、五日市街道の●●●●の所を●に入ります。まっすぐ●に向かつて、交差点を2つ過ぎて突き当たり、突き当たりが●●●●になっておりますけれども、その●隣になります。それで、□□□番については耕作放棄地みたいな所だったんですけれども、現地調査の時にはきれいに草は処理されておりました。○○○-△についても、おそらくその日の午後、トラクターできれいにしてありました。それで、もしかすると質問が出るかも知れないのですが、ここを借りてしまうとその北側には行けなくなってしまう・・・この地図の上の方、すぐ北側には五日市線が通っています。ですから、この奥については入れなくなってしまうような感じなんですけど、ちょうど○○○-○の辺り、●●●●と当該地の間に通路がありまして、奥には入れます。○○○-○と○○○-□は、ほとんど今

も畑とは言っても、通路みたいな感じになっています。残りの部分はきれいになっておりまして、いつでも使えるような状態になっています。借り主の〇〇〇さんについては、前回出た案件ですので、問題ないと思います。前回の案件はこれよりちょっと西の方になります。貸し主の△△さんについては、私は存じ上げておりません。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(嶋崎委員) あの、くどいようなんですけど、〇〇〇-〇は畑なんですか？一応、畑と書いてありますけど・・・

(事務局) そうですね。地目は畑なんですけど、結局この・・・

(嶋崎委員) 馬入れか何かではなくて？

(事務局) 馬入れはないんですけど、赤道ではないので、結局、□□□と〇〇〇-△は所有者が違いますから、〇〇〇-△に入るための通路という形で、相当昔に所有権移転をしてもらった過去がありまして、なぜ、〇〇〇-〇と〇〇〇-□とで分かれているのかは、ちょっと分からないのですが、この2筆は通路という形で、ちょうど軽トラが1台通れるぐらいの幅ですかね。

(嶋崎委員) 〇〇〇-△へ行くためにあるような畑なのですか？

(事務局) そうですね。そのために元々あります。

(嶋崎委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・これ、〇〇〇-△だけ賃借権●, ●●●●円なのですか？  
他は無料、使用貸借ということですか？

(事務局) そうですね。通路としての部分は。

(議長) そこは契約はない訳ですか？

(事務局) 契約は結びます。使用貸借という事です。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。では、続いて番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

#### (第5号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして番号5を担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。ご説明いたします。先ほど一緒に説明してしまったのですが、すみません。説明は先ほどの通りで、きれいになっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(谷澤職務代理) この、番号4の利用権を設定する者の△△△さんと、番号5の□□□□□さんは

全く関係のない方ですか？

(事務局) はい。そうですね。

(谷澤職務代理) これを借りて1枚の畑として使うのかどうか分かりませんが、おそらく境界とか杭とかあるような感じがするのですが、その辺のところは使い勝手、問題はないのでしょうか？

(事務局次長) 確か、岡野さんが貸す前に立ち会って、確認してから貸しているのです、それは問題ないと思います。

(橋本喜久司委員) 杭は私も確認しました。ちゃんとあります。全ての所に印が入っています。

(議長) 他にご質問ございますか？

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、先ほど保留にしておりました、2ページの第1号議案、収受55を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。

#### (第1号議案・収受55 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受55について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。報告します。この現場には7月17日に事務局と一緒に見て参りました。案内図は12ページになります。下に秋川が流れていまして、地図の左真ん中辺りに●●●●●があります。●●●●●は川からすごく高台にありまして、この現地もですね、ほぼ●●●●●と同じ高さの所にあります。それで、秋川がこの地図の外側をぐるっと蛇行しておりまして、この地図の右上の所に区画整理された所がありまして、これが川沿いの五日市土地改良区の田んぼになります。従いまして、この現地からは、高台から川の高さの所までの急勾配な崖地になっています。下の田んぼの方から眺めていて、何年も前に、木杭とネットで補強した平地が突然できまして、下からは風雲たけし城じゃないか、などと言って、何十年前の何某がこんな時代に塀が相当高いやつがいるのかとか、冗談を言ってたんですけども、先日、〇〇さんから、農業委員会ですら頼むという電話がかかってきまして、それによると、本当は転売を目的にこの土地を買ったらしいんです。ただ、とても崖地で家が建つような場所ではなくて、農地を農地として権利移転をするしかなくなって、そういう状況だという事で、よろしく願いますと電話がかかってきました。現状は平らになった所にイチジクらしい果樹が植えられていまして、一応農地の体裁は取られているという状況です。これの隣の崖地も梅などが植えてある、本当に急峻な崖になっておりまして、これは本当にそういう用途にしかならないなという場所でありました。報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？・・・よろしいですか？

それでは、収受55について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを

相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして報告事項に移ります。

第1号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、9ページをご覧くださいと思います。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。平成30年7月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号報告・収受79 朗読)**

以上でございます。

(議長) それでは続いて、専決の報告について、事務局より、報告願います。

(事務局) はい。それでは平成30年あきる野市農業委員会7月の総会専決処理報告書をご覧ください。読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、8月24日、金曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時35分